

平成 21 年 度

昭 島 市 特 別 会 計 予 算 大 綱

（ 国 民 健 康 保 險 特 別 会 計
老 人 保 健 医 療 特 別 会 計
介 護 保 險 特 別 会 計
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計
下 水 道 事 業 特 別 会 計
中 神 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 ）

昭 島 市

平成 21 年度国民健康保険特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

国民健康保険は、国民皆保険を支える制度として市民の健康と医療の確保を図る基幹的な役割を担っている。医療費については、被保険者数の減少などから対前年度比で減少を見込むものの、高齢化の進行や医療の高度化などにより一人当たりの費用は増え続けている。

本市の国民健康保険特別会計については、平成14年度から赤字決算となっており、この間、一般会計からの繰入金が増額や保険税の改定、医療費の適正化、保健事業の推進など保険財政の健全化に努めてきたが、医療費の継続的な増加により収支の不均衡を解消するには至らず、依然として厳しい財政状況が続いている。

本年度の予算編成においては、医療費の抑制と累積する赤字額に対応するため、保険税のより一層の収納確保と前年度から実施された特定健康診査等の保健事業の充実に努めるとともに、医療制度改革への適切な対応にも十分配慮したところである。

今後においても厳しい財政運営が予想されることから、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上により生活習慣病の発症や重症化を予防し医療費の抑制を図るとともに、医療費の適正化にも努めるものとする。また、保険税の収納率向上のため、収納対策には一層努めるものとする。なお、国において検討されている保険者の再編・統合を見据え、保険税の計画的な平準化や赤字額の縮減を図るべく更に検討していくものとする。

II 予算の内容

本年度の国民健康保険特別会計の予算規模は、11,383,000千円で前年度に比較して153,801千円(1.3%)の減となっている。この要因は、共同事業拠出金及び後期高齢者支援金等の増があるものの、保険給付費や老人保健拠出金の減を見込んだことによるものである。なお、75歳に到達する被保険者は後期高齢者医療制度へ移行することなどから、被保険者数については、対前年比1,400人(4.1%)減の32,500人と算定するとともに、医療費である保険給付費については、前年度までの給付実績及び被保険者数を勘案し、対前年度比5.1%減の7,272,252千円と算定した。

1 歳入

国民健康保険税は、前年度までの収入実績及び被保険者数の減を勘案し、前年度に比較して163,826千円(6.2%)減額し、2,481,608千円を計上した。

一部負担金は、科目存置とした。

国庫支出金は、前年度に比較して106,053千円(4.4%)増額し、2,540,568千円を計上した。この内訳は、国庫負担金2,272,108千円、国庫補助金268,460千円となっている。

療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費負担に係る交付金で、前年度に導入された前期高齢者医療制度により退職被保険者が一般被保険者へ移行した影響で大幅に減少するため、前年度に比較して528,422千円（39.8%）減額し、800,001千円を計上した。

都支出金は、前年度に比較して59,737千円（11.6%）増額し、572,678千円を計上した。この内訳は、都負担金129,998千円、都補助金442,680千円となっている。

前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費を全医療保険者で財政調整をすることにより、前期高齢者の医療費負担が重い国保保険者などに交付されるもので、前年度に比較して168,177千円（10.5%）増額し、1,767,591千円を計上した。

共同事業交付金は、高額医療費共同事業に係る交付金と保険財政共同安定化事業に係る交付金で、前年度に比較して304,480千円（20.5%）増額し、1,787,028千円を計上した。この内訳は、高額医療費共同事業交付金448,816千円、保険財政共同安定化事業交付金1,338,212千円となっている。

財産収入は、科目存置とした。

繰入金は、前年度に比較して100,000千円（6.6%）減額し、1,426,001千円を計上した。この内訳は、一般会計繰入金については保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、その他一般会計繰入金を合わせて1,426,000千円、基金繰入金については科目存置とした。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、前年度と同額の7,522千円を計上した。この内訳は延滞金、加算金及び過料5,000千円、預金利子10千円、雑入2,512千円となっている。

2 歳 出

総務費は、前年度に比較して689千円（0.4%）増額し、193,021千円を計上した。この内訳は総務管理費130,084千円、徴税費62,937千円となっている。

保険給付費は、被保険者数の減少と最近の医療費の動向等を勘案し、前年度に比較して392,769千円（5.1%）減額し、7,272,252千円を計上した。この内訳は、療養諸費6,513,489千円、高額療養費662,723千円、移送費240千円、出産育児諸費76,000千円、葬祭費13,000千円、結核・精神医療給付金6,800千円となっている。

介護保険納付金は、前年度に比較して4,196千円（0.8%）減額し、535,594千円を計上した。

老人保健拠出金は、医療制度改革に伴い前年度から老人保健医療制度が後期高齢者医療制度に移行したが、前々年度の医療費拠出金の清算などに伴う拠出金として、26,172千円を計上した。

共同事業拠出金は、高額医療費共同事業に係る拠出金と保険財政共同安定化事業に係る拠出金並びにそれら事業の事務費に係る拠出金で、前年度に比較して309,585千円（21.2%）増額し、1,771,717千円を計上した。この内訳は、高

額医療費共同事業医療費拠出金451,859千円、保険財政共同安定化事業医療費拠出金1,319,512千円、事務費拠出金346千円となっている。

後期高齢者支援金等は、全医療保険者が後期高齢者医療制度の医療費の4割に相当する額を支援金として拠出するもので、前年度に比較して156,953千円(12.0%)増額し、1,468,107千円を計上した。

前期高齢者納付金等は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費を全医療保険者で財政調整をする経費で、前年度に比較して1,486千円(46.4%)増額し、4,691千円を計上した。

保健事業費は、特定健康診査並びに特定保健指導事業の経費を見込み、前年度に比較して8,900千円(9.8%)増額し、99,394千円を計上した。

基金積立金は、科目存置とした。

公債費は、一時借入金利子を前年度に比較して130千円(72.2%)減額し、50千円を計上した。

諸支出金は、保険税還付金を前年度に比較して1,800千円(25.0%)増額し、9,001千円を計上した。

予備費は、3,000千円で前年度と同額を計上した。

平成 21 年度老人保健医療特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

老人保健医療は、各種医療保険からの拠出金に基づく社会保険診療報酬支払基金からの交付金と国、東京都及び市からの公費負担により、原則75歳以上の高齢者を対象に医療の給付を行ってきた。

しかし、平成18年6月、高齢化の進展と老人医療費の増大に対応し、持続可能な保険医療制度の構築を目指す健康保険法等の一部改正が行われた。この改正によって、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、医療費の抑制と世代や保険者間の負担の公平を確保する新たな医療制度がスタートし、老人保健医療制度は同年3月をもって廃止された。

本会計は、老人保健医療制度の廃止に伴い、平成20年3月診療分及びそれまでの診療に係る老人医療費の清算のために、平成22年度まで存続するものとされている。

予算編成にあたっては、制度廃止後の医療費清算分の的確な把握と適正な給付に努めるとともに、効率的な清算事務に努めて経費の削減にも十分配慮するものとした。

II 予算の内容

本年度の老人保健医療特別会計の予算規模は、10,020千円で、前年度に比較して807,559千円（98.8%）の減となっている。この要因は、老人保健医療制度の廃止に伴う医療費の清算が前年度でほぼ収束したことによるものである。なお、医療費については、過誤調整分として現物給付及び現金給付分を各月60件、810千円と見込み9,677千円と算定した。

1 歳入

歳出における医療給付費の法定負担割合に基づき、支払基金交付金については5,362千円、国庫支出金については2,903千円及び都支出金については738千円とそれぞれ見込んだ。

一般会計繰入金は、前年度に比較して62,000千円（98.4%）減額し、1,000千円を計上した。

諸収入は、歳計現金に係る預金利子を10千円計上し、他は科目存置とした。

2 歳出

医療費及び審査支払手数料からなる医療諸費は、1月分の過誤調整分の算定により、前年度に比較して807,658千円（98.8%）減額し、9,717千円を計上した。

諸支出金は科目存置とし、予備費は300千円を計上した。

平成 21 年度介護保険特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

介護保険制度は、平成 12 年度に創設されて以来、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、高齢者の地域での生活を支援し老後の安心を支える仕組みとして定着してきた。

一方、介護サービスの利用拡大に伴う保険給付費の急増により保険料の大幅な上昇が見込まれる中で、制度の持続可能性を確保するため、平成 18 年 4 月から、高齢者ができる限り要介護の状態にならず、地域でいきいきと暮らせるように、介護保険は介護予防重視型システムへと転換された。

また、国は、介護療養病床の廃止と医療療養病床の削減などを進めるとともに、介護事業者を支払われる介護報酬についても 2 次に亘り単価の引き下げを実施してきた。しかし、介護報酬の引き下げは介護事業者の経営不振や介護従事者の低賃金による人手不足等の深刻化を招いたため、平成 21 年度から介護報酬の 3% の引上げが予定されている。

こうした中、本年度の介護保険事業は、引き続き在宅サービスと介護予防の重視を基本に、軽度の要支援認定者を対象とした予防給付と、介護認定を受けていない高齢者を対象とした地域支援事業を強化するとともに、本年度は第 4 期事業計画の初年度となるため、この事業計画に基づき介護保険料の改定を行い、新たな施策の展開に取り組むものとする。

また、高齢者の総合相談など地域包括支援センター機能の充実を図るとともに、特定高齢者把握事業における生活機能評価については、前年度から実施された国民健康保険の特定健康診査等と連携して、引き続き実施するものとする。

予算編成にあたっては、保険料の改定を踏まえつつ、第 4 期事業計画及び前年度の保険給付実績に基づいて、必要な保険給付費の確保を図るとともに、事業の運営経費の縮減などに努めながら保険財政の均衡にも十分配慮したところである。

II 予算の内容

本年度の介護保険特別会計の予算規模は、5,778,696 千円で、前年度と比較して 493,609 千円 (9.3%) の増となっている。この要因は、第 4 期介護保険事業計画において見込んだ平成 21 年度から 3 年間の保険給付費と前年度保険給付実績等を基礎として、保険給付費を前年度比 10.5% の増で見込むとともに、前年度と同様に特定高齢者把握事業の経費を地域支援事業費で見込んだことによるものである。

1 歳入

保険料（第 1 号被保険者の保険料）は、前年度と比較して 102,930 千円 (9.7%) 増額し、1,166,040 千円を計上した。これは、平成 21 年度の第 1 号被保険者の保険料負担割合（19% から 20% に）の改定や介護報酬の引上げなどを見

込んだ第4期事業計画に基づく保険料の改定を踏まえて算出したものである。

国庫支出金は、前年度と比較して117,336千円（10.7%）増額し、1,213,216千円を計上した。この内訳は、保険給付費の国の負担割合から算出した国庫負担金964,102千円及び調整交付金や地域支援事業交付金などの国庫補助金249,114千円となっている。

支払基金交付金は、前年度と比較して105,666千円（6.8%）増額し、1,653,505千円を計上した。これは、第2号被保険者の保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費に対する保険料負担割合の改定（31%から30%に）を踏まえて算出した交付金1,629,469千円と、地域支援事業への交付金24,036千円である。

都支出金は、前年度と比較して76,177千円（10.2%）増額し、825,229千円を計上した。この内訳は、保険給付費の負担割合から算出した都負担金801,155千円及び地域支援事業等に対する補助金24,074千円となっている。

財産収入は、介護保険給付事業運営基金利子及び介護保険介護従事者処遇改善臨時特例基金利子として100千円を計上した。

繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金で、前年度と比較して91,499千円（11.1%）増額し、918,500千円を計上した。一般会計繰入金は、前年度と比較して67,000千円（8.1%）増額し、894,000千円を計上した。この内訳は、保険給付費と地域支援事業に係る負担分703,020千円及び人件費・事務経費等の190,980千円となっている。基金繰入金は、介護保険料の負担軽減のために24,500千円を計上した。この内訳は、介護保険給付事業運営基金繰入金6,500千円及び介護保険介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金18,000千円となっている。なお、介護保険介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、介護報酬の引上げに伴う介護保険料の急激な上昇を緩和するため、前年度に国から平成21年度及び平成22年度分として一括交付された介護従事者処遇改善臨時特例交付金を積み立てた基金から、平成21年度分として繰入れるものである。

繰越金は科目存置とし、諸収入は2,105千円を計上した。

2 歳 出

総務費は、総額191,187千円で、前年度と比較して△610千円（△0.3%）の減となっている。この内訳は、総務管理費127,510千円、徴収費12,898千円及び介護認定審査会費50,053千円等である。

歳出予算の94.0%を占める保険給付費は、介護サービス費等の増加や介護報酬の引き上げを見込み、前年度に比較して517,912千円（10.5%）増額し、総額5,431,562千円を計上した。この内訳は、在宅及び施設給付費としての介護サービス費4,915,611千円、居宅給付が主である介護予防サービス費186,424千円、高額介護サービス費106,560千円、特定入所者介護サービス等費215,073千円などである。

財政安定化基金拠出金については、科目存置とした。

地域支援事業費は、152,408千円を計上した。この内訳は、介護予防事業費

が82,117千円、包括的支援事業・任意事業費が70,291千円となっている。

基金積立金は、100千円を計上した。

公債費は、36千円を計上した。

諸支出金は、償還金及び還付加算金801千円及び特例給付費1,600千円など合わせて2,402千円を計上した。

予備費は、前年度と同額の1,000千円を計上した。

平成 21 年度後期高齢者医療特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

後期高齢者医療制度は、急速な高齢化社会を迎え、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、老人保健医療制度に代わり、制度の持続性を確保し高齢者と現役世代の負担を明確にして公平で分かりやすい医療制度として、平成 20 年 4 月に創設されたものである。

しかし、これまでの老人保健医療制度と異なり、保険料負担の導入、年金からの特別徴収、世帯単位から個人単位の保険料負担などに改められたことから、多くの国民から保険料の負担や徴収方法などについて様々な意見が出される中で、年度途中で制度の一部見直しも行われている。

今後も、より良い制度とするために制度変更の可能性があるものの、高齢者が安心して円滑に医療給付を受けることができるように、この制度の周知を徹底するとともに、保険証の交付や保険料の徴収事務等に遺漏がないよう努めなければならない。

また、保険料の徴収については、普通徴収の対象者に滞納が発生している状況から、徴収率の向上にも努めていかなければならない。

予算編成にあたっては、歳入では高齢者医療制度の円滑な運営を図るために、保険料や一般会計繰入金などを計上した。歳出では東京都後期高齢者医療広域連合に支出する療養給付費負担金のほか、保険料の軽減措置にかかる特別対策費等を含めた広域連合納付金などを計上し、事業運営に要する経費の縮減などにも配慮したところである。

II 予算の内容

本年度の後期高齢者医療特別会計の予算規模は、1,498,000 千円で前年度に比較して 48,548 千円 (3.3%) の増となっている。この要因は、保険給付費や審査支払手数料が前年度の 11 ヶ月分から 12 ヶ月分に平年度化されたことによる広域連合への納付金の増や、健康診査受診率の上昇などによる保健事業費の増によるものである。

また、医療費の給付や保険料の賦課等については、東京都後期高齢者医療広域連合が行うこととされており、本予算はこの広域連合が行う事務を除いた受付事務、保険料徴収事務や保健事業等の経費を計上したものである。

なお、予算額は、東京都後期高齢者医療広域連合の積算値を基本に計上したものである。

1 歳入

後期高齢者医療保険料は、642,824 千円を計上した。これは、後期高齢者を 9,487 人と見込み、平成 21 年度までの時限措置として実施される低所得者対策を含めた保険料の軽減措置を考慮して算出したものである。

広域連合支出金については、東京都後期高齢者医療広域連合から健康診査費の委託金として交付されるもので、健康診査事業費の国及び都負担分から算出された額を算定し、17,162千円を計上した。

繰入金については、一般会計からの繰入金として838,000千円を計上した。この内訳は、療養給付費繰入金543,161千円、保険料軽減措置に伴う保険基盤安定繰入金110,665千円及び事務費等繰入金184,174千円となっている。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入については、総額13千円を計上した。この内訳は、延滞金、還付加算金及び雑入をそれぞれ科目存置とし、市預金利子については10千円を計上したものである。

2 歳 出

総務費は、総額50,253千円を計上した。この内訳は、職員給等の総務管理費35,494千円及び保険料の徴収費14,759千円である。

広域連合納付金は、総額1,382,901千円を計上した。この内訳は、医療給付費の定率（1/12）負担分である療養給付費負担金543,161千円、被保険者の保険料相当分の保険料負担金642,824千円、低所得者の保険料軽減分である保険基盤安定負担金110,665千円、事務費負担金39,329千円及び保険料軽減措置負担金46,922千円となっている。なお、この保険料軽減措置負担金は、東京都後期高齢者医療広域連合が実施する保険料軽減対策に伴うもので、この内訳は審査支払手数料分26,947千円、財政安定化基金拠出金分6,149千円、保険料未収金補てん分13,119千円及び保険料所得割減額分707千円である。

保健等事業費は、総額61,246千円を計上した。この内容は脳ドック利用補助事業費を含む健康診査事業費34,246千円及び葬祭費27,000千円である。

諸支出金は償還金として600千円、予備費は3,000千円を計上した。

平成 21 年度下水道事業特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

公共下水道は、健康で快適な市民生活を営むうえで欠くことのできない都市の基幹的施設であるとともに水辺環境の水質保全のためにも欠くことのできない重要な施設である。本市の下水道事業は、市内全域の污水管整備をほぼ達成したものの、雨水処理については毎年市内の各所で浸水被害なども発生しており、早期の幹線管渠の整備とともに枝線の面的整備が期待されている。

このため、平成 21 年度も前年度に引き続き実施計画に基づいて国庫補助の対象となる主要雨水幹線の整備を中心に事業を進めるものとする。また、下水道事業の計画的な整備や維持管理等を行うため、この先 30 年の下水道施策の方向性及び具体的施策の考えを示す「下水道中期ビジョン」の策定に平成 20 年度よりとりかかっている。また、平成 20 年度に策定した「下水道地震対策緊急整備計画」及び「郷地ポンプ場耐震診断調査」を踏まえて、「管渠耐震化工事」・「郷地ポンプ場耐震・改修詳細設計委託」事業を行い、大規模地震に備える。

歳入については、根幹をなす下水道使用料収入について、使用料単価の高い大口使用者の使用量の伸び悩みで、減少傾向にあるため、一定の減額予算とした。

本年度の予算は、こうした考え方に立って、下水道の普及により快適に暮らせる生活環境の維持・向上を目指し、引き続き污水处理費に見合う下水道使用料収入の確保に努力するとともに、優先する雨水幹線整備を基本として予算編成を行った。また、下水道使用料収入が減少に転じた状況下であるため、適正な維持管理経費の執行と污水处理経費回収率の向上に努め、更なる健全経営を目指していくものとした。

II 予算の内容

本年度の予算規模は前年度に比較して 16,022 千円（0.6%）増の 2,860,261 千円となった。予算編成にあたっては、雨水幹線整備の早期実現のため管渠建設費に重点配分しているが、本年度は前年度とほぼ同額の 483,508 千円とした。また、流域下水道費は、老朽化した多摩川上流水再生センターの設備更新が平成 16 年度から実施されているが、本年度は工事量の減少から対前年度比 39.5%減の 31,172 千円となっている。

1 歳入

歳入の特徴としては、国庫支出金、都支出金、繰入金、市債の増、分担金及び負担金、使用料及び手数料の減等で、主な歳入は次のとおりである。

分担金及び負担金は、残堀川第 3 排水区枝線工事に伴う福生市からの負担金等で、本年度は工事量の減少から 8,712 千円（16.4%）を減額し、44,509 千円を計上した。

使用料及び手数料は、使用量の減少傾向が続いているため、40,215 千円

(2.2%) 減額し、1,756,099千円を計上した。

国庫支出金は、主に雨水管渠の築造工事に係る補助金であるが、本年度は管渠やポンプ場の耐震化に向けての関連事業が国庫補助事業となることを見込み、前年度に比較して3,000千円(1.5%)増額し、199,000千円を計上した。

都支出金も、同様の補助金であり、前年度と比較して550千円(5.9%)増額し、9,951千円を計上した。

繰入金は、下水道使用料収入の落ち込みや維持管理負担金の増に伴い、前年度に比較して37,000千円(7.2%)増額し、552,000千円を計上した。

繰越金は、前年度と同額の、30,000千円を計上した。

市債は、公共下水道債が増加したことから、前年度に比較して24,300千円(9.9%)増額し、268,600千円を計上した。

2 歳出

歳出については、雨水管整備に要する事業費と、汚水処理等に係る維持管理経費で、主な歳出は次のとおりである。

総務費は、消費税及び地方消費税の増等で、前年度に比較して13,666千円(6.1%)増額し、238,361千円を計上した。内訳は、人件費が114,234千円(前年度比2,432千円2.2%増)、下水道使用料徴収委託料が75,550千円(前年度比850千円1.1%減)、公課費が36,426千円(前年度比11,255千円44.7%増)等である。

事業費は、2件の雨水幹線工事に加え、地震対策関連事業量及び流域下水道維持管理負担金の増があるため、前年度に比較して44,302千円(3.6%)増額し、1,259,090千円を計上した。内訳は、管渠維持費が744,410千円(前年度比64,869千円9.5%増)、管渠建設費が483,508千円(前年度比178千円0.0%減)、流域下水道費が31,172千円(前年度比20,389千円39.5%減)である。

公債費は、19年度末に補償金免除繰上償還をした効果があり、前年度に比較して41,946千円(3.0%)減額し、1,359,810千円を計上した。内訳は、元金の償還額が1,056,089千円(前年度比6,394千円0.6%増)、利子の償還額が303,721千円(前年度比48,340千円13.7%減)である。

III 主要な施策

福生市関連事業の残堀川第3排水区枝線工事において、継続して美堀町三丁目(市道昭島23号)の区間210mを実施(212,000千円)

東部1号幹線築造工事についても、継続して最後の工事区間となる武蔵野二丁目(市道昭島11号)の区間260mを実施(194,000千円)

「下水道中期ビジョン」の策定を本年度も継続して実施(7,000千円)

「郷地ポンプ場耐震・改修詳細設計委託」事業(17,800千円)及び「管渠耐震化工事」事業(55,000千円)を行い、大規模地震に備える。

平成 21 年度中神土地区画整理事業特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

昭島都市計画中神土地区画整理事業第二工区は、昭島都市計画中神土地区画整理事業調査会で合意された「基本計画」に基づき、「すみよいまちづくり」に向け、第二工区を駅前・北・西の三つのブロックに分割し、現在、駅前ブロックの事業を施行している。

平成 21 年度においても引き続き、道路、公園等の公共施設整備のため、道路築造等工事及び街区・画地への建築物・工作物を収める移転補償を重点に置き、市街地の造成を図る。

第二工区駅前ブロック内の富士見公園については、既存公園の拡張整備を行い平成 22 年春に全面供用開始をする。また、西ブロック内の都市計画道路 3・5・4 号は、事業用地の取得に努めるとともに道路整備を進め、平成 22 年春に全線の供用開始を目指す。一方、駅前ブロック完了後の円滑な事業展開を図るため、平成 21 年度より北ブロックを中心とした事業用地の取得を進めていく。

以上、駅前ブロック事業、都市計画道路 3・5・4 号整備事業及び減歩緩和のための事業用地の取得を重点に置いた予算編成を行った。

II 予算の内容

本年度の予算規模は、771,504 千円で、前年度（789,509 千円）に比較して、18,005 千円（2.3%）の減額となっている。

主な減額の理由としては、事業費のうち委託料、都市計画道路 3・5・15 号（中神駅北口広場）引込管路整備工事委託及び補償費のうち補償、補填及び賠償金の減によるものである。

1 歳入

本年度より新たに国庫支出金（都市再生区画整理事業補助金）55,000千円を計上した。

都支出金は、68,001千円で、前年度に比較して39,000千円（34.5%）の増額の計上とした。

一般会計からの繰入金は、北ブロック事業準備のための事業用地取得費を含め、529,000千円で、前年度に比較して90,500千円（14.6%）の減額の計上とした。

保留地処分金は、117,000千円で、前年度に比較して21,000千円（15.2%）の減額の計上とした。

2 歳出

総務費は、121,549千円で、前年度に比較して6,548千円（5.7%）の増額の計上とした。

事業費は、北ブロック事業準備のための事業用地取得費を含め、647,920千円とし、前年度に比較して23,560千円（3.5%）の減額の計上とした。内訳は、調査設計費19,600千円、工事費130,730千円、事業用地取得費226,190千円、及び補償費271,400千円である。

Ⅲ 主要な施策

第二工区駅前ブロック事業については、引き続き早期完了に向け、建築物等の移転を行うとともに、富士見公園及び区画道路等の整備を行う。また、区画整理事業との整合性を図る中で、西ブロック内の都市計画道路3・5・4号整備のため、事業用地の取得に努めるとともに道路整備を進め、第二工区内の幹線道路のネットワーク化を目指していく。併せて、駅前ブロック完了後の円滑な事業展開を図るため、北ブロックを中心とした事業用地の取得を進めていく。